

清水 真希子

法学研究科・准教授

[研究]

平成30年度の研究の柱の1つは、平成29年度から取り組んでいたソフトローに関する研究である。その結果、阪大法学に掲載していた連載を完結させることができた。また、ソフトローおよびハードローを相対的に把握するための枠組みを構築し、論文として公表することができた。

平成30年度の研究のもう1つの柱は、運送法の研究である。日本空法学会のミニ・シンポジウムで、航空運送人の責任の期間制限に関する問題について報告したほか、モントリオール条約のコンメンタールの担当部分を執筆するなど、運送法制に関わるいくつかの研究を行った。

そのほか、商法学界全体で商法総則・商行為法に関する研究が極めて希薄であるところ、将来の商法改正に向けて研究水準の引上げが重要課題となっていると認識している。かねてよりこの状況を打開する方法を模索していたが、平成30年度には主導的立場で研究会の立ち上げに尽力した。これに基づき、阪大が中心となって平成31年度以降に研究を本格実施する道筋をつけることができた。

[教育]

学部教育では、平成29年度に引き続き「商法1」の講義の改善に取り組んだ。大人数講義の授業だが、単に該当分野の論点について教えるのではなく、双方向的授業を通じて、法解釈とはどのようなものであるかについて意識を向けさせ、学生に主体的な思考を促した。更に、答案作成方法について講義したうえで、試験の答案と同種のをレポートとして提出させ、一人一人コメントを付けて返却することを通じて、試験のためにどのような準備をすればよいか意識させるようにした。また、全学の教育推進機構のコンサルティング・サービスを利用して、教育学の専門家から授業改善方法の指導を受けた。

大学院(法研)については、修士課程の学生および研究生に関し、商法の教員間で授業内容のすり合わせを行い、また学生に関する情報を共有して、より体系的な指導を行ったほか、2年間の修士課程で段階的のどのような教育をするか、また、各自が担当する教育内容について協議し、平成31年度以降、体系的な指導を行う体制を整備した。

教育面では、そのほか、学生を念頭におき、理解が難しい商事留置権に関する論文を執筆した。

[管理運営]

教務委員会に委員として参加し、一定業務を分担した。

FD委員会に委員として参加し、意見を述べるなどした。

ハラスメント全学相談員として、研修に参加するなどした。